

北信州クラブ チーム規約

平成29年1月1日改訂版

第1章 総則

第1条【名称】

チームは「北信州クラブ」（以下、本クラブ）と称する。

第2条【事務所】

チームの事務所（事務局）は代表または監督の自宅に置く。

第2章 目的及び活動

第3条【目的】

部活動を“引退”した中学3年生にとって、高校入学までの期間は、中学野球から高校野球への接続、軟式野球から硬式野球への移行という観点から非常に重要であり、KWBボールや硬式球での活動を通して、そうした子どもたちに野球を続ける機会を提供することを目的とする。

本チームでの活動を通して、他校の生徒と交流し、新たな刺激を受け、自らの野球への取り組みを見直す機会とするとともに、切磋琢磨しながら野球の技術向上を目指していく。

第4条【活動】

- 1、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) KWBボールを使用した野球の指導、大会への参加、交流試合の実施
 - (2) 硬式球を使用した野球の指導、大会への参加、交流試合の実施
 - (3) 地域の活性化に貢献するための活動
- 2、活動への参加に当たっては、所属する学校の行事や学習、地域の行事等に支障が出ない範囲に限り、参加を認める。また、各活動への参加は、自己及び保護者の意思に一任する。

第5条【備品】

本クラブの活動におけるチーム共有の備品の購入は監督・役員の決議により行う。また本クラブ団員は、チーム共有の備品を私物化することを禁ずる。チーム共有の備品の修理等については、必ず監督・役員の指示を受けること。

第3章 組織

第6条【組織】

チームは次の会員をもって構成し、運営機関として事務局、指導部、保護者を置く。

- 1、選手及びその保護者
- 2、本会の目的に賛同して、奉仕活動を行う役員および賛同者。

第7条【役員】

- 1、本クラブに次の役員を置き、クラブの重要議案を討議する役員会議を適宜実施する。
 - (1) 代表 1名
 - (2) 事務局長 1名
 - (3) 監督 1名
 - (4) コーチ 若干名
- 2、特別な理由がある場合には、役職を兼務することができる。
- 3、監督は、団員の保護者以外の者が務めるものとする。

第8条【役員の任免と任期】

- 1、代表は役員会議で選任し総会で報告する。
- 2、事務局長、監督の任免は代表が行う。コーチの任免は監督が行う。
- 3、役員の任期は1年とする。欠員が出た場合は本条2項の規定により選任し任期は残存期間とする。

第9条【役員の任務】

役員は次の任務を司る。

- (1) 代表はチームを代表し、会務を統括する。
- (2) 事務局長はチームの運営を円滑にするために手続き一切の事務処理に当たる。
- (3) 監督は指導部を代表し、選手およびコーチを統括して野球実技を指導し各種試合を指揮する。
- (4) コーチは監督を補佐し、選手の実技指導に当たる。

第10条【入部】

本クラブに入部を希望する団員は、保護者の承諾を得て、チームが定めた所定の手続きを終了しなければならない。

第11条【退部・除名】

- 1、本クラブの団員は、本人の意思により退部できるものとする。
- 2、本クラブの団員が、チームの名誉を傷つける行為をした場合、他の団員と非協調的行動があった場合及び団員として適当でないと代表が判断した場合は、代表の権限により除名することができる。
- 3、チーム指導方針から逸脱した指導を行った指導者は、役員会議の議を経て代表が解任、または相当の処分を科すことができる。

第12条【保護者会】

1、本クラブに入団の保護者は保護者会会員とする。保護者会会員はあくまでも本クラブの運営のサポートをするものとし、指導方法・采配等は指導部に一任する。

2、保護者会会員の中から次の役員を置き、本クラブ役員と連携してサポート業務の指揮をとる。

- (1) 保護者会会長 1名
- (2) 保護者会副会長 1名
- (3) 会計 1名

尚、保護者会役員を選出は、活動開始時の説明会にて行う。

保護者会の役員は、兼務することができるものとする。

第4章 会費

第13条【会費】

チームの決定した会費は必ず納入しなければならない。

- 1 チームの会費は、別途取り決めとする。
- 2 会費の運用及び執行権は、代表または代表が委嘱する役員が有し、その責を負う。但し、役員の任を解かれた時には、直ちにその執行権を失う。
- 3 会費の変更は役員会により決定する。
- 4 会員は代表の承諾無く、通常の会費以外の如何なる金銭も徴収してはならない。

第5章 安全管理と責任範囲

第14条【安全管理】

- 1、本クラブの団員及び指導員は、本クラブ入団時にスポーツ安全保険に加入する。
- 2、チームは選手の健康管理、安全確保について常に留意し、活動中に事故者の無いよう事前に防止対策を図る。
- 3、保護者は団員の身体に異常のある時は、監督又は代表に届け出る事とする。
- 4、代表、監督、事務局は、連係を密にして常に子どもの状態を把握し、チームの活動に支障の無いよう努めなければならない。

第15条【責任範囲】

団員及び指導員の移動・活動中において、万が一事故等が発生した場合は、応急処置・スポーツ安全保険の対象は除いて、全ての責任は自己及び保護者が経費その他一切を負うこととする。

第16条【指導員の研修】

指導員は、最新のスポーツ医学を積極的に学び、団員の成長段階に応じた適切な指導を行えるよう、常に研修に励むこととする。

第6章 事業及び会計年度

第17条【事業年度】

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第18条【会計年度】

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第7章 会議

第19条【会議】

クラブ総会を毎年開催し、事業報告・会計報告を行う。

その他必要があれば臨時総会を開催し、決議する。

第8章 設立年月日

第20条【設立年月日】

本クラブの設立年月日は平成24年8月1日とする。

附則

この規約は、平成27年6月1日から施行する。

平成28年1月1日をもって、規約の一部を改訂する。

平成29年1月1日をもって、規約の一部を改訂する。